

平成 21 年度健康生きがい部定期監査措置結果通知

指摘事項	措置結果通知（平成 22 年 7 月受領）
<p>国保年金課において徴収嘱託員による保険料の私的流用の事実が発覚し、流用された保険料は区が補填し、後日事故者から返還されたが、区民の区政への信頼を著しく損ねたことは甚だ遺憾である。今般の不正事故は、以下の問題があったので指摘する。</p> <p>(1) 国保年金課は、徴収した保険料について、法令に基づく適正な事務処理を怠った。今後、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 現金領収書等の事務帳票の見直しや収納実績書と現金領収書及び金融機関への収納状況を国保収納係長又は徴収指導員を含む複数の区職員が確認することによる検査体制の強化、コンプライアンス研修の実施等による徴収嘱託員の意識改革・向上を図る等、保険料の適正な取扱いを徹底し、再発防止に努められたい。</p>	<p>指摘された事項については、以下の対策を講じ、今後、保険料の徴収について、関係法令等に基づき厳格・適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>(1) 徴収した保険料は、法令に基づき当日又は翌営業日までに指定金融機関に払い込むよう職務マニュアル等を改め、平成 22 年 3 月 24 日付徴収嘱託員会議でマニュアルを配布して周知を図り、適正な事務処理の徹底を行っております。</p> <p>(2) 現金領収書の改ざんができないよう領収書のみ引抜き記入した場合、3 枚複写のインクの色が変わるよう仕様の見直しを行い作成しました。平成 22 年 2 月から順次徴収嘱託員に配布し、平成 22 年 6 月 24 日までに全ての徴収嘱託員に配布終了し、現在は全員が新しい領収書を使用しています。</p> <p>(3) 平成 21 年 8 月から業務点検シートを月 1 回提出させ、平成 21 年 9 月から業務日誌を週 1 回の登庁日毎に提出させ、収納実績書と併せて指導員及び係長級職員が徴収内容の把握及び確認を行い、事故等のないように努めております。</p> <p>(4) 平成 21 年 9 月から週 1 回の徴収嘱託員登庁日に収納実績書、業務日誌、現金領収書を始めとする関係書類の点検・確認を指導員及び係長級職員の複数で行うことにより、適正な保険料の収納検査体制を強化しております。</p> <p>(5) 平成 21 年度徴収嘱託員会議を、4 月からこれまで年 5 回開催のところ、年 6 回開催し、会議開催時にはコンプライアンス研修や個人情報の取り扱いに関する研修等を毎回実施し、徴収嘱託員の意識改革・向上に取り組みました。平成 22 年度も 4 月と 5 月に会議を開催して、継続的にコンプライアンスや個人情報の取り扱いに関する研修を実施しており、今後とも徴収嘱託員の意識改革向上に努めていきます。</p>